

学校法人日本赤十字学園看護大学規程

(平成 21 年 3 月 13 日 日赤学第 427 号)

改正 平成 26 年 11 月 25 日 日赤学第 315 号

令和 3 年 3 月 31 日 日赤学第 667 号 の 6

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人日本赤十字学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 49 条の規定に基づき、学校法人日本赤十字学園（以下「学園」という。）が設置する看護大学及び短期大学（以下「大学」という。）の管理運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(事業)

第 2 条 大学においては、寄附行為第 3 条に定める学園の目的を達成するため、看護及び介護福祉に関する教育並びに研究の事業とあわせ、それらと関連する次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 日本赤十字社と連携した赤十字事業

(2) 地域等と連携した社会貢献事業

2 前項に掲げる事業のほか、専門看護師及び認定看護師の養成教育事業、寄附行為に定める収益事業、他の学校法人が設置する学校との連携事業、企業等との共同事業並びに地方公共団体等からの受託事業等を行うことができる。

3 学長は、前項に掲げる事業を実施し、又は廃止しようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

(経営管理の原則)

第 3 条 大学は、学校教育法等の関係法令及び寄附行為をはじめ学園の諸規程を遵守して、常に適正な管理及び運営を行い、かつ健全な経営を保つよう努めなければならない。

第 2 章 組織

(学部、学科及び大学院)

第4条 看護大学に看護学部（以下「学部」という。）、短期大学に看護学科及び介護福祉学科（以下「学科」という。）を置く。

2 看護大学に大学院を置くことができるものとし、大学院には看護学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

(事務組織)

第5条 看護大学に事務局、短期大学に事務部を置く。

2 事務局又は事務部に課及び係を置く。

(図書館等)

第6条 大学に図書館を置く。

2 図書館に課及び係を置くことができる。

3 看護大学に学内共同教育研究施設（以下「教育研究施設」という。）を置く。ただし、学長は、当該施設を置こうとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

第3章 職員

(職員の配置)

第7条 看護大学に学長、学部長、事務局長、図書館長及び教育研究施設の長、大学院に研究科長、短期大学に学長、学科長、事務部長及び図書館長を置く。

2 前項に規定する職員のほか、大学に課長、係長及び業務に応じ理事長が別に定める職員を置く。

3 前2項に規定する職員のほか、大学に副学長、学務部長、参事及び主査、看護大学の事務局に次長、短期大学の事務部に副部長を置くことができる。

4 学部長又は学科長及び研究科長には、学部又は学科及び研究科の教授をもってこれに充て、学務部長、図書館長及び教育研究施設の長には原則として教授をもってこれに充てる。

5 学長は、第3項に規定する職員を配置、又は配置を止めようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

(職員の任免)

第8条 学長の任免は、理事会の同意を得て理事長が行う。

2 副学長、学部長又は学科長、研究科長、事務局長又は事務部長の任免は、

学長の意見を聴いて理事長が行う。

3 前項に定める職員以外の職員の任免は、学長が行う。

(学長等の職務)

第9条 学長は、大学（大学院を含む。以下同じ。）の管理運営の一切の業務を統理し、すべての職員を指揮監督する。

2 副学長は、学長の行う職務について学長を補佐し、学長に事故あるときは、学長の職務を代理する。

3 学部長又は学科長及び研究科長は、学長の行う職務について学長を補佐し、学長の命を受けて学部又は学科及び研究科の業務を掌理する。

4 事務局長又は事務部長は、学長の行う職務について学長を補佐し、大学の管理運営の全般にわたる業務の企画調整にあたり、学長の命を受けて所属職員を指揮監督し、所属の業務を掌理する。

5 次長又は副部長は、事務局長又は事務部長の行う職務について事務局長又は事務部長を補佐し、事務局長又は事務部長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 学務部長は、学長の行う職務について学長を補佐し、学長の命を受けて所属職員を指揮監督し、所属の業務を掌理する。

7 図書館長は、学長の行う職務について学長を補佐し、学長の命を受けて所属職員を指揮監督し、図書館の業務を掌理する。

8 教育研究施設の長は、学長の行う職務について学長を補佐し、学長の命を受けて所属職員を指揮監督し、教育研究施設の業務を掌理する。

(教育職の職務)

第10条 教授、准教授及び助教は、専攻分野について学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

2 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

3 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(一般職の職務)

第11条 課長は、上司の命を受けて所属職員を指揮監督し、所掌する業務を処理する。

2 参事は、上司の命を受けて所掌する業務を処理する。

3 係長は、上司の命を受けて所属職員を指導し、所掌する業務を整理する。

4 主査は、上司の命を受けて所掌する業務を整理する。

5 舎監は、上司の命を受けて学生住居施設の管理及び居住学生の指導等の業

務に従事する。

6 司書は、図書館長又は上司の命を受けて図書館及び所蔵図書の管理業務に従事する。

7 その他の職員は、上司の命を受けて業務に従事する。

第4章 運営

(経営会議)

第12条 大学に、経営に関する重要事項を審議するため経営会議を置く。

2 経営会議は、学長、副学長、学部長又は学科長、研究科長、事務局長又は事務部長、学務部長、図書館長、教育研究施設の長及び学長が指名する者をもって構成する。

3 経営会議の運営等は、大学毎に制定する経営会議規程に定めるところによる。

(教授会等)

第13条 大学に、教授会を置く。

2 大学院に、研究科委員会を置く。

3 教授会及び研究科委員会は、学部又は学科及び研究科に所属する教授をもって構成する。

4 教授会の運営等は、大学毎に制定する教授会規程に定めるところによる。

(ブロック連絡協議会)

第14条 大学に、日本赤十字社ブロック内の都道府県支部及び赤十字病院等との連携・協力を円滑に進めるためブロック連絡協議会を置く。

(学則)

第15条 大学の学則には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 位置

(4) 部科及び課程の組織

(5) 入学定員及び収容定員

(6) 学部・学科の教育目標

(7) 大学院

(8) 修業年限、学年、学期及び休業日

(9) 入学、退学、転学及び休学

- (10) 教育課程及び授業科目
- (11) 学習の評価及び課程修了の認定
- (12) 卒業
- (13) 授業料、入学料及びその他の費用徴収
- (14) 学生の寄宿舍
- (15) 学生に対する賞罰
- (16) 前各号に掲げるもののほかその他の学生の修学に関する事

2 大学院の学則は、前項の規定に準じて記載するものとする。

3 学長は、学則を変更しようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

(組織分掌等)

第 16 条 大学の事務組織及び業務分掌等は、大学毎に制定する組織分掌規程に定めるところによる。

2 学長は、組織分掌規程を制定、又は変更しようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

(経理)

第 17 条 大学の経理は、学校法人日本赤十字学園経理規程に定めるところによる。

(就業)

第 18 条 大学の職員の就業に関する事項は、大学毎に制定する職員就業規則に定めるところによる。

2 学長は、職員就業規則を制定し、又は変更しようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

(事業計画及び事業報告)

第 19 条 学長は、毎年度大学に係る事業計画及び事業報告を作成し、理事長に提出しなければならない。

(委任)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、大学の管理及び運営について必要な事項は、理事長が別に定める。

(細則の制定)

第 21 条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第 22 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則 (平成 21 年 3 月 日赤学第 427 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、現に大学において実施している専門看護師及び認定看護師の養成教育事業並びに収益事業等の事業は、この規程により承認されたものとみなす。

3 この規程施行の際、現に大学に設置されている学部、学科、研究科及び教育研究施設は、この規程によって承認されたものとみなす。

4 この規程施行の際、現に在職する職員の任命は、この規程により任命されたものとみなす。

5 この規程施行の際、現に大学で定めている学則、業務規程及び職員就業規則は、この規程により承認されたものとみなす。

附 則 (平成 26 年 11 月 日赤学第 315 号)

この規程の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 日赤学第 667 号の 6)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。